

(工作物の新築：第26条)

1 河川の名称

○級河川○○川水系○○川

2 目的

○○の設置

3 場所

○○市○○大字○○字○○番地先 (○○川○岸)

4 工作物の名称又は種類

○○及び設置工事に付随する敷鉄板

5 工作物の構造又は能力

上部構造○○

下部構造○○

(詳細については別添構造説明書参照)

6 工事の実施方法

別添「工事実施計画」参照

7 工期

自 令和元年○月○日

至 令和元年○月○日 (許可の日から○か月)

8 占用面積

○○○○平方メートル

9 占用の期間

自 令和元年○月○日

至 令和元年〇月〇日

(許可の日から〇年)

備考

- 1 「工作物の新築、改築、除却」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

その他

- ・備考以下については申請者に記載させる必要はない。
- ・本条は河川法第24条の許可と異なり、対象は「河川区域内の土地」全てである。よって、いわゆる「民有地」でも本条の許可対象となるため注意すること。
- ・電柱等工作物の老朽化による交換については、既存の工作物の「除却」と新しい工作物の「新築」が必要となるため留意すること。
- ・工作物には「河川管理施設」は含まれない。河川管理者以外の者が河川管理施設の新築等を行う場合は河川法第20条（河川管理者以外の者の施工する工事等）となるため注意すること。
- ・工作物の設置に際しては「工作物設置許可基準」を参照されたい。

参考法令

河川法

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

河川法施行規則

（工作物の新築等の許可の申請）

第十五条 工作物の新築等に関する法第二十四条又は第二十六条第一項の許可（水利使用に関するもの又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第二十四条の許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の4）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二 縮尺五万分の一の位置図

三 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

四 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）

五 工事の実施方法を記載した図書

六 占用する土地の面積計算書及び丈量図

七 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

八 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

九 その他参考となるべき事項を記載した図書